

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁・警察庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁・警察庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）	法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令	令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	規則

No.	コメントの概要	金融庁・警察庁の考え方
<b>▼本人確認方法(規則第3条第1項第1号及び第3号)</b>		
1	<p>規則第3条第1項第1号チでは、「特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるもの」という項目を追加しているが、「口座振替の方法によって決済されるもの」とは、「預金口座からの振替によって決済されるもの」という認識でよいか。</p> <p>インターネット上の決済で利用されている即時決済サービスの利用規定上の建て付けとしては、銀行側では、「口座振替」ではなく預金口座からの振込として整理していることが多いが、銀行と資金移動業者があらかじめ、この方法を用いることについて合意をしていれば、即時決済サービスで決済される場合には、銀行が本人確認を実施しているということを確認すればよいということで問題ないか。</p>	<p>規則第3条第1項第1号チの「口座振替の方法により決済されるもの」とは、一の預金(又は貯金)口座から預金を払い戻し、他の預金口座に同額の預金を預け入れる場合に、現金の授受を行うことなく、当該預金の払戻しをする者の依頼を受けて、銀行等がそれぞれの口座に預金払戻し及び預金受入れの記入をする方法によって処理することをいいます。</p> <p>御指摘の即時決済サービスが、利用規定上預金口座からの振込として整理されるものであっても、上記のような方法によって処理されるものであれば、「口座振替の方法により決済されるもの」に該当し、同号チの方法による本人確認方法を利用できるものと考えます。</p>
2	<p>規則第3条第1項第1号チは他の特定事業者との「あらかじめ」の「合意」を要件としているが、その趣旨は何か。「あらかじめ」の「合意」は、本人確認事務が代行銀行等により確実に行われること(必要性)及び代行する銀行等の側に過度の業務負担が生じないこと(許容性)の趣旨から判断されると理解してよいか。</p>	<p>本人確認事務が代行銀行等により確実に行われることを担保するとともに、この方法によって業務負担が生じる代行銀行等に、この負担について承諾の機会を与えることにあります。</p>
3	<p>令第8条第1項第3号に定める取引の相手方が他のクレジットカード会社からクレジットカード等を交付又は付与されている場合には、同号に定める取引を行うクレジットカード会社は、当該他のクレジットカード会社が行った本人確認及びその記録の保存を確認することをもって、本人確認とすることができると解してよいか。</p> <p>「令第8条第1項第1号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第2号及び第3号に定める取引のうち、法第2条第2項第35号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるもの」とあるが、上記確認事項に記載する場合もこれに含まれるのか、条文からは判然としなため。</p>	<p>規則第3条第1項第1号リの規定は、クレジットカード等により決済される一定の特定取引について、その取引の決済に用いられるクレジットカードを発行した事業者が行った本人確認及びその記録の保存を確認する方法を、当該特定取引を行う特定事業者による本人確認の方法として認めるものであることから、当該特定取引とは無関係のクレジットカード等を交付したクレジットカード事業者については、「当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者」に当たらず、このようなクレジットカード事業者が行った本人確認及びその記録の保存を確認するだけでは、本人確認とすることはできません。</p>
4	<p>資金移動ビジネスが盛んな諸外国において</p>	<p>規則第3条第1項第1号チにおいては、特定事</p>

	<p>は、資金移動業者がクレジットカード会社と本人確認についてあらかじめ合意をしたり、クレジットカード会社が本人確認記録を保存していることまでを資金移動業者が確認することを要求していないから、規則第3条第1項第1号りを、「令第8条第1項第1号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第2号及び第3号に定める取引のうち、法第2条第2項第35号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあつては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が行う当該クレジットカード等に係る令第8条第1項第3号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又は代表者等の本人確認(チに規定する方法によるものを除く。)を利用する方法」と修正してほしい。</p>	<p>業者間で本人確認の依拠が行われる場合には、本人確認事務が依拠先の特定事業者により確実に行われることを担保するとともに、この方法によって業務負担が生じる依拠先の特定事業者から、この負担について承諾の機会を与える観点から、事前に事業者間で合意が確実になされていることを要件としています。規則第3条第1項第1号りの規定の新設に当たっても、これと同様に、事業者間のあらかじめの合意を要件とすることが適切と考えたものです。</p> <p>また、本人確認記録の保存の確認は、本人確認の依拠先のクレジットカード事業者において本人確認が実施されたことを確認するとともに、依拠元の特定事業者の責任の下で本人確認記録を保存するに当たり必要な措置であると考えます。</p>
5	<p>規則第3条第1項第1号りの括弧書き「この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。」の趣旨並びに「合意」の内容及び方法を具体的に示していただきたい。</p> <p>規則第3条第1項第1号りの方法を用いる場合、「他の特定事業者」は国内でクレジットカードを発行する事業者に限定され、かつ、すべての当該「他の特定事業者」と直接これを明記した契約書を締結して「合意」を形成しなければならないか。</p>	<p>規則第3条第1項第1号子においては、特定事業者間で本人確認の依拠が行われる場合には、本人確認事務が依拠先の特定事業者により確実に行われることを担保するとともに、この方法によって業務負担が生じる依拠先の特定事業者から、事前に事業者間で合意が確実になされていることを要件としています。規則第3条第1項第1号りの規定の新設に当たっても、これと同様に、事業者間のあらかじめの合意を要件とすることが適切と考えたものです。</p> <p>この方法を用いる場合は、特定事業者であるクレジットカード事業者を相手方とし、当該クレジットカード事業者が顧客との間で行った本人確認及びその記録の保存を確認することをもって、依拠元の特定事業者による本人確認とすることについての合意が必要です。</p> <p>また、法令上は合意について明記した契約書を取り交わすことが要求されるものではありませんが、合意が存在することを明らかにできるようにしておくことが望ましいと考えます。</p>
6	<p>規則第3条第1項第1号りの「当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る令第8条第1項第3</p>	<p>規則第3条第1項第1号りに掲げる本人確認方法を用いる場合、依拠元の特定事業者は、依拠先の特定事業者が行った本人確認により得ら</p>

	<p>号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又は代表者等の本人確認(チに規定する方法によるものを除く。)を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認する方法」について、「確認」に係る内容を具体的に示していただきたい。「確認」とは、他の特定事業者が本人確認を行ってその記録を保存している事実があることさえ確認できれば充足され、当該他の特定事業者が行った本人確認により得られた情報(氏名・住所等)及びその記録を当該他の特定事業者から取得する必要はないものと理解してよいか。</p> <p>また、「確認」を実施する頻度は、特定事業者が必要と判断した場合に行えば足り、「クレジットカード等」を使用する方法による決済の都度実施する必要はないものと理解してよいか。</p>	<p>れた情報に係る記録を当該依拠先の特定事業者から必ずしも取得する必要はありませんが、依拠先の特定事業者が行った本人確認により得られた情報を確認することが必要であり、単に依拠先の特定事業者が本人確認を行い、その記録を保存している事実があることを確認するのみで足りるものではありません。</p> <p>また、規則第3条第1項第1号リの規定は本人確認方法を規定したものであることから、当然に個々の顧客ごとに取引の都度確認することが必要です。ただし、規則第3条第1項第1号リに掲げる方法も本人確認方法の一つであり、最初の取引の際に顧客の本人確認を行っている場合には、本人確認済み顧客等との取引として扱うことができることから、二度目の取引以降は、当該顧客について既に本人確認を行っていることを確認するのみで足り、取引の都度、依拠先の特定事業者に対して確認を行う必要はありません。</p>
7	<p>規則第3条第1項第1号リは、本人確認等を依拠した先の特定事業者において、「チに規定する方法」による本人確認が行われた場合には適用されないが、その趣旨は何か。クレジットカード発行会社等が「チに規定する方法」による本人確認に依拠していれば、資金移動業者が同号リの本人確認方法を利用することは困難である。</p> <p>また、「チに規定する方法」であっても、他の特定事業者が実際に本人確認を行い、かつ、本人確認記録を保存していることが確認されているのであるから、本人確認の正確性が希釈されるという議論は当てはまらない。</p> <p>そこで、同号リにおける「(チに規定する方法によるものを除く。)」との除外規定を削除してほしい。</p>	<p>依拠先のクレジットカード事業者が、規則第3条第1項第1号チの方法を用いて本人確認を行っている場合、依拠元の特定事業者は、直接本人確認を行っていないクレジットカード事業者に対する確認のみをもって、本人確認を行うこととなるため、本人確認事務の確実性が十分に担保されないものと考えられます。</p> <p>また、銀行等において実際に本人確認が行われていなかった場合であっても義務違反に問われない特定事業者であるクレジットカード事業者との間の合意で本人確認の依拠が可能となるため、無責任に本人確認の依拠が広がるおそれがあります。</p> <p>以上を踏まえ、本人確認事務の確実性の観点から、規則第3条第1項第1号リでは、二重の依拠が生じる場合を除くこととしたものです。</p>
<b>▼本人確認の対象から除かれる取引(規則第6条第1項第7号)</b>		
8	<p>今回の改正により、</p> <p>① 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、</p> <p>② 支払を受ける者により、法第2条第2項第1号から第15号、第28号の2に掲げる特定事業</p>	<p>送金額が200万円以下であれば、貴見のとおりです。</p>

	<p>者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われている場合には、10万円を超える現金の受払いを伴う為替取引であっても、本人確認が不要となると解釈してよいか。</p>	
9	<p>仮に前記8の解釈のとおりであるとすると、「当該支払を受ける者」の範囲等が不明確であり、本人確認が不要となるケースが明確でなく実務で混乱が生じる。</p> <p>また、相手方の属性を本人確認の要否の条件とすることは、本人確認を実施する特定事業者にとって過度な負担を伴うことになりかねない。改正に当たっては、混乱をきたすことなく、また特定事業者にとって過度な負担とならないようにしていただきたい。</p>	<p>今回の改正は、規則第6条第1項第7号二に規定する要件を満たす取引について、従来10万円を超える為替取引の際に課されていた本人確認義務を、200万円以下のものについて免除するものであり、特定事業者にとって、現在以上の負担となるものではありません。</p> <p>また、銀行等において当該要件を満たしているか否か不明である場合には、原則どおり本人確認手続が行われるものと考えており、混乱を来すことはないものと考えています。</p>
10	<p>規則第6条第1項第7号二に定めるものは、国内為替取引に限定されるのか、外国送金取引まで含むのか確認したい。</p>	<p>規則第6条第1項第7号の「為替取引」は、国内において完結する為替取引のほか、外国為替取引を含みます。</p>
11	<p>規則第6条第1項第7号二に関して、「特定事業者の例に準じた」「本人確認」とは、例えば、学校法人(大学)の場合、文部科学省が「授業科目を履修した学生に対して単位を与える」とする大学設置基準の規定により本人確認を義務付けており、入学時に住民票等の提出を求めるなど、学生・生徒に対する本人確認は十分な水準にあることから、こうした個々の運営や水準も考慮されるという理解でよいか。</p> <p>「特定事業者の例に準じた」とは、法により求められる本人確認そのものではなく、適切な水準の本人確認が行われていればよい、と考えるため。</p>	<p>学校法人が入学希望者から入学金の支払を受ける場合についていえば、その支払を受けるに当たり、当該学校法人において、本人確認書類又はこれに準じた証明書により当該入学希望者の氏名、住居及び生年月日の確認が行われることなどが必要であり、適切な水準の本人確認が実際に行われていることが求められます。</p>
12	<p>規則第6条第1項第7号二に関して、「特定事業者の例に準じた」「本人確認記録の作成及び保存」とは、本人確認を行った作成者の氏名、移転の都度の確認等の記録までを求めるものではない、という理解でよいか。</p> <p>例えば、学校法人の場合、卒業証明書の発行を行うなど、本人確認記録・保存は十分な水準にあり、作成者氏名や受付日付の記録、移転都度の確認等は不要と考えるもの。</p>	<p>学校法人が入学希望者から入学金の支払を受ける場合についていえば、当該学校法人において、入学希望者の氏名、住居及び生年月日の確認が行われ、その記録が作成・保存されていることが求められるものであり、必ずしも本人確認記録の作成者の氏名や受付日付の記録までを求めるものではないと解されます。</p> <p>一方、支払を受ける学校法人が当該入学希望者から住居等の変更届を受け付けた場合には、</p>

		当該記録の内容を変更することが求められると 考えます。
13	<p>規則第6条第1項第7号ニに関して、「当該支払を受ける者」とは、当該支払を受ける収納機関を指すものであって、収納事務を行う金融機関を指すものではないという理解でよいか。</p> <p>また、収納事務を行う金融機関は、「当該支払を受ける者」が行う本人確認の実施・記録・保存について、当該為替取引の都度これらの実施状況を確認する必要はない、という理解でよいか。</p> <p>本件に関わる本人確認の実施・記録・保存義務を金融機関が負うものではないことを明確にしたい。また、本人確認等を行う主体は収納機関であることから、収納事務を行う金融機関が、これらの実施状況について個別に1件1件確認することは不要と考えるもの。</p>	<p>規則第6条第1項第7号ニに掲げる「当該支払を受ける者」とは、支払を受ける収納機関(債権者)を指し、収納事務を行う金融機関を指すものではありません。</p> <p>また、同号ニに掲げる要件は、収納機関(債権者)において実際に本人確認等に相当する措置が行われていることであって、収納機関において確認等を行っていることを金融機関が確認することではありません。したがって、金融機関が収納事務を行う都度、収納機関に対し、個別の顧客等についての本人確認等の実施状況を確認することを求めるものではありません。</p>
14	<p>規則第6条第1項第7号ニに関して、「支払を受ける者」への確認のほか、銀行は、窓口で振込依頼人から「支払受取人による本人確認が完了している」と申し出を受けたり、あるいは、振込人の本人確認が完了している旨の支払受取人作成の書面の提示を受ける場合が想定されるが、このような方法による確認も認められるのか。</p> <p>これらの場合、本人確認の确实を期するために本人確認書類の提示を求めることが必要か。</p> <p>この際、振込依頼人が本人確認に応じないときは、法第5条(特定事業者の免責)の適用を受けると考えてよいか。</p> <p>本条項において、銀行等が支払を受ける者により本人確認等が行われていることを確認する方法が不明なため。</p>	<p>規則第6条第1項第7号ニに掲げる要件は、収納機関(債権者)において実際に本人確認等に相当する措置が行われていることであって、特定事業者が収納機関における確認等を確認することではないことから、御指摘の方法による確認を要求するものではありませんが、一方で御指摘の方法による確認がとられていることで常に本人確認が不要となるものでもありません。</p> <p>また、銀行等において当該要件を満たしているか否か不明である場合には、原則どおり本人確認手続が行われるものと考えられ、振込依頼人がこの本人確認に応じないときは、法第5条の適用を受けるものと考えられます。</p>
15	<p>規則第6条第1項第7号ニに関して、法に規定される特定事業者が行う特定業務(例えば、保険会社による保険料収納の場合等)については、本人確認義務等が既に同法により規定されていることから、「本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの」に当たるという理解でよいか。</p> <p>「当該支払を受ける者」が特定事業者である</p>	<p>収納機関が、特定事業者として、「支払を行う顧客等又は代表者等」との間で行う本人確認及び本人確認記録の作成・保存は、規則第6条第1項第7号ニに掲げる「特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置」の要件を満たします。</p>

	<p>場合、特定事業者が行う特定業務については、法による本人確認義務等が規定されていることから、収納事務を行う金融機関により、その遵法状況を確認することは不要と考えるもの。</p>	
16	<p>規則第6条第1項第7号ニの解釈等について、規則案はどのような場合を想定しているのか不明確であるので、具体例を示して明確にしてください。</p>	<p>例えば、顧客が保険会社に対する保険料の支払や学校法人に対する入学金の支払を行うために 200 万円以下の送金を行う場面において、当該保険会社や学校法人において、本人確認書類又はこれに準じた証明書により当該顧客の氏名、住居及び生年月日の確認が行われ、その記録を保存するなどの措置が行われている場合を想定しています。</p>